

## 第 53 回全国消防救助技術大会に係る記念品制作等業務仕様書

### 1 業務名称

第 53 回全国消防救助技術大会に係る記念品制作等業務

### 2 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### 3 業務内容

#### (1) シンボルマーク及びロゴマークの作成

下記に示すスローガンとコンセプト、シンボルマークのイメージに基づき、シンボルマークを作成すること。さらに、作成したシンボルマークにスローガン等を意匠化したものを加えロゴマークを作成すること（下図参照）。

なお、シンボルマーク及びロゴマークのデータ作成物は、委託者が指定したファイル形式に加工したものを納品すること。



シンボルマーク



ロゴマーク

#### ① スローガン

Go Forward More ～「絆」とともに～

#### ② コンセプト

兵庫県神戸市は、30 年前に阪神・淡路大震災を経験し、ともに支え合い、多くの困難を乗り越えて「絆」を紡いできました。この「絆」から、さまざまなものが生まれ、作られ、育まれ、今も脈々と繋がっています。

この大会では、全国のトップレベルの救助隊員が集い、さらなる頂点を目指し、力強く競い合います。震災 30 年で培った「絆」と、この大会で新たに紡がれる「絆」がつながり、これらが復興から新たなステージへ、そして次なる発展に向けての勇気と力になります。

#### ③ シンボルマークのイメージ

ア 消防技術の高さ、消防救助隊員の逞しさや強靭さ、優しさをアピールすること。

- イ 神戸市の海や山といった自然、港町として発展した歴史、西洋文化をいち早く取り入れてきた文化等、神戸らしさを感じられる要素を取り入れること。
- ウ 震災 30 年を迎え、被災から復興を経たレジリエント都市として、さらに新たな発展に向けて取り組んでいるグローバル貢献都市としての神戸の姿をイメージした要素を取り入れること。
- エ 過去に神戸市で開催された第 33 回・第 44 回全国消防救助技術大会のロゴマークの趣向を取り入れること。(下図参照)
- オ 消防関係者及び一般市民がともに親しみやすさを感じるものとする。



33 回大会



44 回大会

## (2) 記念品の制作および販売

- ① ロゴマーク及びシンボルマークを使用した記念品の企画、制作、宣伝及び販売を行うこと。なお、大会のイメージに沿う記念品であれば、シンボルマーク・ロゴマークの使用は必須としない。

また、各種記念品の種類やデザイン、品質、販売予定価格については、委託者と協議すること。

- ② 神戸市にゆかりのある物を活用した記念品の企画、制作、宣伝及び販売を行うこと。なお、ゆかりのある物の活用に関しては、委託者と協議すること。
- ③ 記念品の販売期間、販売方法等の詳細は、委託者と協議すること。
- ④ ①～③に関わらず、受託者において制作・販売する予定のない記念品の制作販売については、双方で協議の上、委託者自ら又は第三者をして制作することができるものとする。

## (3) 大会の支援

大会の準備及び運営に要する経費の助成や物資支援、運営に関する支援等を行うこと。なお、支援内容等の詳細については、委託者と協議すること。

## 4 著作権

- (1) 受託者は、ロゴマーク及びシンボルマークが第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。

- (2) ロゴマーク及びシンボルマークの著作権は、委託者及び一般財団法人全国消防協会に帰属するものとする。
- (3) 委託者は、ロゴマーク及びシンボルマークを加工及び二次利用できるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (4) 第三者からロゴマーク及びシンボルマークに関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 5 実施に関する条件

- (1) 本業務において、ロゴマーク及びシンボルマークの作成に関する経費は委託料に含まれるものとし、これ以外の必要経費は受託者の負担とする。
- (2) 業務の方針、内容及びスケジュール等について、委託者と協議を行った際は、その都度内容を受託者が記録し、相互に確認すること。
- (3) 本大会が荒天及び大規模災害の発生や社会情勢の影響等により中止となった場合であっても、大会の支援等について、委託者に負担が生じないようにするとともに、あらかじめ計画を定めておくこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

## 6 その他留意事項

- (1) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託者が示す項目を記した書面にて事前に報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、受託者は上記の通り本業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託に基づく当該第三者の受託に関する全ての行為について責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務にのみ使用する事とし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。